平成２４年（フ）第２１２号
盛岡市手代森９地割70番地１　岩手晴和病院、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町片寄字梅田186番地
破産者　斉藤　恭児
法定代理人成年後見人　小山田泰彦
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４８号
名古屋市天白区福池１丁目139番地　野並住宅11棟101号、開始決定時の住所名古屋市南区明円町216番地　ユニーブル明円町Ⅲ403号
破産者　吉岡　廣樹
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５７号
愛知県日進市藤塚５丁目256番地
破産者　服部　将也
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１６号
名古屋市千種区覚王山通８丁目70番地の１　サンクレア池下１号棟603号室
破産者　加藤　宏觀
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２７号
大阪市平野区平野西４丁目10番６号、開始決定時の住所大阪市平野区西脇２丁目６番27号
破産者　尾濱　正司
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８０号
堺市北区金岡町1819―２―202、開始決定時の住所堺市北区新金岡町５丁７番336号　クローバーハイツ102号
破産者　池田インテリア施工所こと　池田　博
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
兵庫県小野市東本町62番地の６
破産者　ノダツールこと　野田　芳昭
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第５５号
青森県十和田市大字深持字山ノ下48番地２
破産者　中野渡則子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３９号
茨城県守谷市みずき野２丁目12番地18
破産者　小川　誠司
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
福岡市南区野間２丁目３番32―306号
破産者　村田　義信
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３４３号
新潟市東区江南６丁目９番地25
破産者　山本　忠雄
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
広島県三原市皆実３丁目８番34号
破産者　小川　博美
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
広島県福山市東深津町１丁目８番26号、旧住所広島県福山市霞町３丁目３番26―804号
破産者　橋川　邦男
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４４８号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木1740番地
破産者　後藤　絢子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２２号
宮崎市大字富吉5534番地１
破産者　別府一四郎
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６７号
宮崎市新別府町江田原85番地２　ファミールコート103号
破産者　篠原　俊彦
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４６号
三重県松阪市新松ケ島町198番地５
破産者　服部　文子
1　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午後１時30分
平成25年３月７日　津地方裁判所松阪支部